

平成 19 年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱

第 1 Web 型電子カルテシステム導入型

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

地域の中心的役割を果たしている医療機関において、既に導入済みの電子カルテシステム、又は開発中の電子カルテシステムを基に Web 型電子カルテシステムを開発・導入することにより、連携する医療機関がセキュリティを確保したインターネット等を介して、その電子カルテソフトを活用する事業をモデル的に実施し、連携する医療機関における電子カルテシステムの導入効果や実現方法を広く公表することを事業内容とする。

4. 整備対象

Web 型電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 既に何らかの地域医療連携が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関に電子カルテシステムが導入済、又は開発中であること。
- (3) 構築した Web 型電子カルテシステムの効果を検証し、その効果を平成 20 年度中に公表するとともにその内容を報告書として取りまとめのうえ厚生労働省に提出すること。（より有効で客観的な指標を用いること。）
- (4) 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。
- (5) 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格は、下記を実装すること。
 1. XML (HL7 ver.2.4 以降)
 2. DICOM 規格
- (6) 連携機関において、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムの利用（診療録等の作成）ができること。
- (7) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 2 版（平成 19 年 3 月 厚生労働省）」を遵守すること。

第2 地域共同利用型データセンター設置型

1. 目的

地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々医療機関が行っている医療情報の管理経費の軽減、互換性の確保等を目的とする。

2. 事業の主体性

都道府県（委託を含む）

3. 事業内容

地方公共団体を核とする診療情報ネットワーク形成の基盤を作るため、診療情報を電子保存するための共同利用型データセンター設置に係るシステム開発等の事業を行うものとする。

4. 整備対象

共同利用型データセンター設置のために必要な備品購入費（システム設計・開発費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 設備に関しては、「情報システムの設備ガイド JEITA ITR-1001A（作成：コンピュータ室設備専門委員会、情報処理標準化運営委員会 発行：社団法人 電子情報技術産業協会）」によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。
- (3) 運用に関しては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第2版（平成19年3月 厚生労働省）」の外部保存に係る部分によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。